

給与制度・勤務条件制度等の改正について

1 令和6(2024)年4月の民間給与との比較に基づく給与条例の改正 (令和6(2024)年4月1日適用)

【議案第15号】郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告(8/8)及び福島県人事委員会勧告(10/2)により、医師の処遇確保や給料月額等の改定を踏まえ、初任給調整手当及び宿日直手当の改定について示された。福島県の改定に準拠し、初任給調整手当及び宿日直手当の支給額を上げる。

(1) 初任給調整手当の改定

内容	改定前	改定後	差額
医師等で採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるものに支給	月額 309,200 円	月額 310,000 円	月額+800 円

(2) 宿日直手当

内容	改定前	改定後	差額
宿日直 1 回当たり	5,500 円	5,600 円	+100 円
執務時間が通常の勤務時間の2分の1に相当する時間である日に退庁時から引き続いて行われる宿日直 1 回当たり	8,250 円	8,400 円	+150 円

2 給与制度のアップデートに基づく給与条例等の改正 (令和7(2025)年4月1日施行)

【議案第13号】郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告及び福島県人事委員会勧告により、多様で有為な人材の確保や組織のパフォーマンス向上等を目的に、競争力のある給与水準の設定や職責重視の給料体系への刷新等を含めた「給与制度のアップデート」が示された。

給料表、扶養手当、管理職員特別勤務手当等について、均衡の原則に基づき、国、福島県に準じた取扱いとする。

(1) 給料表の改正

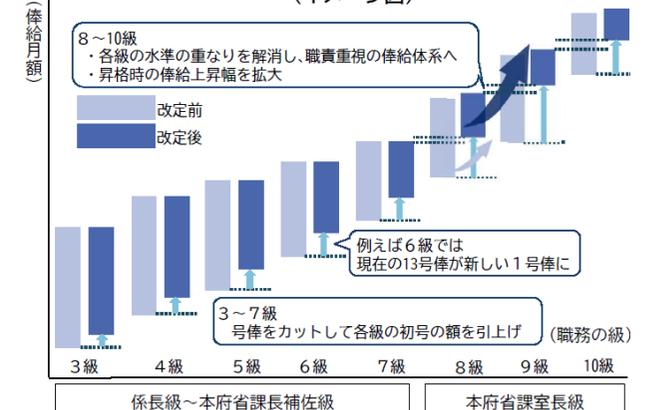
- 主査級～部次長級：給料の初号近辺の号給を削除し、初号の額を上げる。
- 部長級：初号の額を上げ、部次長級との重なりを解消する。

(2) 扶養手当に関する改正

- 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引き上げる。
- 2年間で段階的に実施する。

扶養親族		現行	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
配偶者	行7級以下	6,500 円	3,000 円	廃止
	行8级以上	3,500 円	廃止	
子(1人当たり)		10,000 円	11,500 円	13,000 円

【係長級～本府省課室長級の俸給水準(行政職俸給表(一))
(イメージ図)



【参考：人事院勧告より】

(3) 単身赴任手当に関する改正

新たに採用された場合で、支給要件を満たした場合にも支給できるよう改正する。

(4) 管理職員特別勤務手当に関する改正

平日の対象時間を「午前0時～午前5時」から「午後10時～午前5時」に拡大する。

(5) 定年前再任用短時間勤務職員等に係る手当に関する改正

寒冷地手当及び特地勤務手当を定年前再任用短時間勤務職員等に対し支給する。

(6) 特定任期付職員の特別給に関する改正

特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当と勤勉手当を支給する形へ改正する。

(7) 通勤手当に関する改正

福島県に準じ、新幹線等の利用に係る支給要件を緩和し、支給限度額を1か月あたり15万円に上げる。

(8) 非常勤特別職の報酬に関する改正

国の非常勤特別職の報酬の改定に合わせ、統計調査員等の非常勤特別職の報酬額を規定する。

(9) 地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴う条例の改正

地方公務員法の一部を改正する法律の改正により附則の改正（改正附則第9条第2項削除に伴う項の繰上げ等）が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

3 雇用保険法改正に伴う退職手当条例の改正（令和7(2025)年4月1日施行 規定の整備に係る改正は公布の日施行）

【議案第16号】郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

雇用保険法の一部改正により、就業促進手当の見直し及び地域延長給付の暫定措置の延長が行われたことから、失業者の退職手当に関する規定について所要の改正を行う。

4 育児・介護休業法改正に伴う勤務時間条例等の改正（令和7(2025)年4月1日施行 規定の整備に係る改正は公布の日施行）

【議案第14号】郡山市職員の育児休業等に関する条例及び郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を「3歳に満たない子がいる職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員」に改正する。

また、介護離職防止のための個別の周知・意向確認及び勤務環境の整備に関する措置について規定する。